

ごかのお知らせ

(No.514)

お知らせ

五霞町木造住宅耐震診断 士派遣事業 木造住宅の 耐震診断を支援します

(都市建設課)

この事業は、次の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」を派遣して耐震診断を行い、木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識啓発を図ることを目的とした事業です。

○対象住宅

耐震診断の対象となる住宅は、町内に建築されていて、次の要件の全てに該当するもの、また、対象住宅の所有者が税

の滞納をしていないことが条件です。(所有者が複数の場合は代表者)

(1) 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る。)で、2階以下のもの。
(2) 昭和56年5月31日以前に着工され、建築確認を受けて建築されたもの。

ただし、建築時において建築基準法に該当しなかった場合を除く。

(3) 在来軸組工法、または枠組壁工法で建築されたもの。(丸太組工法及びプレハブ工法など)のような特殊な工法により建築されているものは対象外)

○診断費用(個人負担)

一戸あたり2千円

○募集戸数

先着5戸

○お申し込み期間

7月2日(月)～12月14日(金)

※閉庁日を除く。

なお、定数に達し次第、終了します。

○受付時間

午前8時30分～午後5時15分

○必要書類

(1) 申込書

(2) 建築時期及び延床面積が確認

できるもの

(3) 概略平面図(建築確認申請書

があればその写し)

○お申し込み方法

都市建設課に備え付け、または町公式ホームページから申込書をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ都市建設課までお申し込みください。

○お申し込みから診断まで

申込受付後、内容の審査を行い、派遣の有無を決定し通知を発送します。

派遣が決定した方については、個人負担金納入のご案内を同封します。

なお、派遣が決定した方には、診断士が直接日程の調整を行い、診断に伺うこととなります。円滑な日程調整と診断にご協力をお願いします。

※ご注意ください

町で関係している木造住宅の耐震診断助成は本制度のみです。派遣する木造住宅耐震診断士が、補強工事の見積の提示や補強工事の契約の勧誘をすることはありません。

疑わしいセールズ等には十分ご注意ください。

○お問い合わせ・受付窓口

都市建設課 都市計画G

☎(84)3347 (直通)

魅力いっぱい農業者年金に加入しませんか

(産業課)

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて農業担い手を確保するという目的を併せもった政策年金です。

○7つのメリット

① 将来の年金受給に必要な原資を自ら積立、運用していく「積立方式」です。

② 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。

③ 保険料は、月額20,000円から最高67,000円まで、千円単位で自由に選択できます。

④ 年金は80歳までの保証が付き、終身にわたって受けられます。

⑤ 早く加入するほど有利な複利方式です。

⑥ 保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象です。

⑦ 認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等の方は、要件に応じて国の保険料助成が受けられます。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)

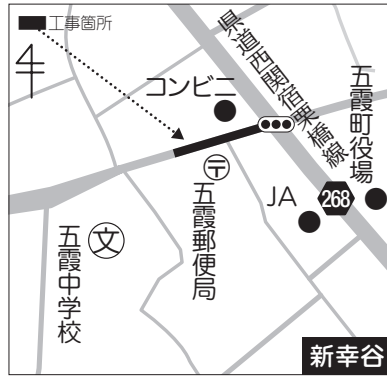
◆ 「いきいき茨城ゆめ国体」五霞町ウォーキングプレ大会は9月22日(土)に開催!! ◆

道路工事の実施について

(都市建設課)

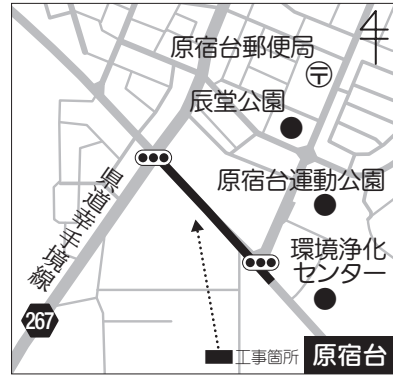
町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- 町道1号線道路修繕工事
- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 新幸谷地内
- 施工業者 (株)阪東組



- 町道9号線道路修繕工事
- 工事期間 8月上旬
- 工事箇所 小手指地内
- 施工業者 松沼建設(有)

- 町道8号線道路修繕工事
- 工事期間 7月下旬まで
- 工事箇所 原宿台地内
- 施工業者 (株)岡島組



- お問い合わせ
- 都市建設課 建設管理G
- ☎(84)33347 (直通)

おやこの食育教室の開催

(健康福祉課)

親子で料理をつくり、楽しいひと時を過ごしませんか。

- 日時 7月26日(木)
- 午前10時～午後1時
- 対象者 小学校低学年児童と保護者(先着10組)

- 参加費 一人100円
- 場所 保健センター
- お申し込み期限 7月23日(月)
- お申し込み・お問い合わせ 食生活改善推進会事務局(保健センター内)
- ☎(84)1910 (直通)

赤十字活動への支援のお願い

(健康福祉課)

日本赤十字社は、災害救護活動をはじめ、救急法などの人命と健康を守るための知識や技術を普及するための講習の開催、幼稚園から高等学校までの青少年赤十字を育成する青少年赤十字活動など多岐にわたる活動を行っており、その活動の財源は、みなさんから寄せられる活動資金(寄付)で賄われています。赤十字活動に賛同し、年間500円以上のご支援いただける方を募集していますので、赤十字活動へご支援をお願いします。

- お問い合わせ
- 健康福祉課 社会福祉G
- ☎(84)0006 (直通)

後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ

(町民税務課)

現在、交付されている後期高齢者医療被保険者証は、有効期限が7月31日(火)までとなっています。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。

- 8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は、返却、

または裁断するなどして処分してください。

また、後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

※後期高齢者医療制度は75歳以上の方(一定の障害をお持ちの方は65歳以上)が加入する制度です。

- お問い合わせ
- 町民税務課
- (資格) 町民G ☎(84)1965 (保険料) 税務G ☎(84)1966

所得の申告、お忘れではありませんか(町民税務課)

前年中に給与賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町県民税の納税通知書が6月に到着しなかった方(町県民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く)は、所得の確定申告が必要となる場合があります。「住民税の納税通知書が届かず、おかしい。」と思われる方は、必ず町民税務課までご連絡ください。

国民には、所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

- お問い合わせ
- 町民税務課 税務G
- ☎(84)1966 (直通)